

租税法 基礎答練 第1回

(満点 50 点)

時間 1時間

問題 1

内国法人である甲株式会社（以下、「当社」という。）の当期（自平成 29 年 4 月 1 日至平成 30 年 3 月 31 日）における納付すべき法人税額を、次の[資料] 1. ～ 6. に基づき、答案用紙に従って計算しなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人であり、製造業を主たる事業とする非上場会社であり、有価証券報告書を提出していない。
- (2) 当社は、当期の期間を通じて同族会社に該当しない。
- (3) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、すべて税抜きの金額である。
- (4) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税の合計額である。また、事業税等には地方法人特別税を含んでいる。
- (5) 当社の当期末の資本金は 500,000,000 円である。
- (6) 特に指定されているものを除き、当社にとって、納付すべき法人税額が最も有利になるように計算しなさい。
- (7) 端数処理は答案用紙に指示のあるものを除き、1 円未満の端数を切り捨てなさい。
- (8) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。また、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは加算すべき金額の欄のみに 0（ゼロ）を記入しなさい。

2. 受取配当等に関する事項

(1) 当期の受取利息及び受取配当金等の内訳は、下表のとおりである。損益計算書上、下表の「収益金額」を受取配当金等に、「源泉徴収税額」を法人税等に計上している。なお、源泉徴収税額は所得税額及び復興特別所得税額の合計である。

| 銘柄等 | 区 分 | 収益金額 | 源泉徴収税額 | 備 考 |
|---------------|---------------------|-------------|------------|------|
| A社株式 | 剰余金の配当 | 2,200,000円 | 449,240円 | (注1) |
| B社株式 | 剰余金の配当 | 1,125,000円 | 229,725円 | (注2) |
| C社株式 | 剰余金の配当 | 3,300,000円 | 505,395円 | (注3) |
| D社株式 | 剰余金の配当 | 900,000円 | 183,780円 | (注4) |
| E共同組合 出資証券 | 剰余金の分配 (出資分量分配金) | 700,000円 | 142,940円 | (注5) |
| | 剰余金の分配 (事業分量分配金) | 400,000円 | — | |
| F社債 | 利 子 | 120,000円 | 18,378円 | (注6) |
| G証券投資信託 | 収益の分配金 | 1,400,000円 | 214,410円 | (注7) |
| H証券投資信託 | 収益の分配金 | 790,000円 | 120,988円 | (注8) |
| 銀行預金 | 利 子 | 60,000円 | 9,189円 | |
| 合 計 | | 10,995,000円 | 1,874,045円 | |

(注1) A社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、剰余金の配当の基準日及び配当の計算期間は以下のとおりである。なお、当社はA社株式5,500株（発行済み株式総数の55%）を数年来所有している。

| | |
|------|-----------------------|
| 基準日 | 平成29年12月31日 |
| 計算期間 | 平成29年1月1日～平成29年12月31日 |

(注2) B社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、剰余金の配当の基準日及び配当の計算期間は以下のとおりである。なお、当社はB社株式300株（発行済み株式総数の30%）を数年来所有していたが、平成29年7月1日に150株（発行済み株式総数の15%）を取得している。

| | |
|------|-----------------------|
| 基準日 | 平成29年9月30日 |
| 計算期間 | 平成28年10月1日～平成29年9月30日 |

(注3) C社株式は、内国法人である上場会社の株式であり、剰余金の配当の基準日及び配当の計算期間は以下のとおりである。なお、当社はC社株式30株（発行済み株式総数の3%）を数年来所有していたが、平成29年4月1日に10株（発行済み株式総数の1%）を取得している。

| | |
|------|-----------------------|
| 基準日 | 平成29年12月31日 |
| 計算期間 | 平成29年1月1日～平成29年12月31日 |

(注4) D社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、剰余金の配当の基準日及び配当の計算期間は以下のとおりである。なお、当社はD社株式2,500株（発行済み株式総数の100%）を数年来所有している。

| | |
|------|-----------------------|
| 基準日 | 平成29年9月30日 |
| 計算期間 | 平成28年10月1日～平成29年9月30日 |

(注5) E共同組合出資に係る配当の計算期間は以下のとおりである。なお、当社のE共同組合に対する出資の割合は数年来10%である。

| | |
|------|-----------------------|
| 計算期間 | 平成28年10月1日～平成29年9月30日 |
|------|-----------------------|

(注6) F社社債は、国内の非上場会社が発行する社債であり、利払日及び利息の計算期間は以下のとおりである。

| | |
|-----|-----------|
| 利払日 | 9月末日、3月末日 |
|-----|-----------|

(注7) G証券投資信託は、主として内国法人の発行する株式等に対して運用されるものであり、分配金の計算期間は以下のとおりである。なお、当社はG証券投資信託100口を平成29年11月1日に取得している。

| | |
|------|-----------------------|
| 計算期間 | 平成29年1月1日～平成29年12月31日 |
|------|-----------------------|

(注8) H証券投資信託は、特定株式投資信託に配当するものであり、分配金の計算期間は以下のとおりである。なお、当社はH証券投資信託20口を平成28年4月1日に取得している。

| | |
|------|-----------------------|
| 計算期間 | 平成29年1月1日～平成29年12月31日 |
|------|-----------------------|

(2) 関連法人株式等から控除する負債利子の金額は78,900円である。

3. 租税公課に関する事項

(1) 当期における納税充当金の異動は下表のとおりである。なお、下表の「当期減少額」は当期の確定申告時に申告納付した金額であり、「前期末残高」及び「当期増加額」は前期末及び当期末において損金経理により計上したものである。

| 科目 | 前期末残高 | 当期減少額 | 当期増加額 | 当期末残高 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 法人税及び地方法人税 | 14,000,000円 | 14,000,000円 | 31,000,000円 | 31,000,000円 |
| 住民税 | 2,100,000円 | 2,100,000円 | 4,689,000円 | 4,689,000円 |
| 事業税等 | 3,500,000円 | 3,500,000円 | 4,440,000円 | 4,440,000円 |
| 合計 | 19,600,000円 | 19,600,000円 | 40,129,000円 | 40,129,000円 |

(2) 当期の中間申告により以下の金額を損金経理により支払っている。

- ① 法人税 6,900,000円
- ② 地方法人税 300,000円
- ③ 住民税 1,110,000円
- ④ 事業税等 2,100,000円

(3) 当期に以下の租税公課を損金経理により支払っている。

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 利子税 | 63,000円 |
| 延滞税 | 112,900円 |
| 延滞金（納付延長に係るもの） | 22,200円 |
| 延滞金（納付遅延に係るもの） | 77,800円 |
| 印紙税 （上記に含まれる過怠税） | 120,000円 (26,000円) |
| 固定資産税 | 342,000円 |
| 合計 | 737,900円 |

4. 減価償却に関する事項

(1) 当社の減価償却資産のうち、申告調整の検討を要するものは下表のとおりである。当社は、設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。

(単位：円)

| 種類 | 取得価額 | 期首帳簿価額 | 減価償却費 | 期末帳簿価額 | 法定耐用年数 | 取得月 (事業供用月) | 備考 |
|---------|------------|------------|-----------|------------|--------|------------------------|----|
| 建物A | 21,000,000 | 5,523,000 | 710,500 | 4,812,500 | 50年 | 昭和63年4月 (同月) | － |
| 建物B | 18,000,000 | 11,492,000 | 480,000 | 11,012,000 | 50年 | 平成12年4月 (同月) | 注1 |
| 建物C | 32,000,000 | － | 230,800 | 31,769,200 | 50年 | 平成29年10月 (平成29年12月) | － |
| 建物附属設備D | 7,800,000 | 2,340,000 | 810,000 | 1,530,000 | 15年 | 平成20年4月 (同月) | 注2 |
| 建物附属設備E | 3,300,000 | 3,190,000 | 1,201,000 | 1,989,000 | 15年 | 平成28年10月 (同月) | － |
| 機械装置F | 4,800,000 | － | 800,000 | 4,000,000 | 14年 | 平成29年5月 (同月) | 注3 |
| 機械装置G | 6,100,000 | 1,810,120 | 710,000 | 1,100,120 | 6年 | 平成26年4月 (同月) | － |
| 機械装置H | 2,200,000 | 640,200 | － | － | 14年 | 平成22年4月 (同月) | 注4 |
| 車両I | 800,000 | － | 150,000 | 650,000 | 6年 | 平成30年3月 (同月) | 注5 |
| 営業権J | 5,000,000 | － | 1,000,000 | 4,000,000 | 5年 | 平成30年1月 (同月) | － |

(注1) 建物Bには繰越償却超過額が1,000,000円ある。

(注2) 建物附属設備Dには繰越償却超過額が400,000円ある。

(注3) 機械装置Fを取得・事業供用した際に事業供用費用が310,000円発生し損金経理により処理されている。なお、当該事業供用費用は上記「取得価額」及び「減価償却費」には含まれていない。

(注4) 機械装置Hは当期に除却し、処分が完了している。なお、機械装置Hには繰越償却超過額が88,000円ある。

(注5) 車両Iは当期に得意先より購入したもので、時価1,400,000円のを低額で取得している。

(2) 減価償却資産の償却率は以下のとおりである。

① 旧定額法，旧定率法及び定額法償却率

| 耐用年数 | 5年 | 6年 | 14年 | 15年 | 50年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧定額法 | 0.200 | 0.166 | 0.071 | 0.066 | 0.020 |
| 旧定率法 | 0.369 | 0.319 | 0.152 | 0.142 | 0.045 |
| 定額法 | 0.200 | 0.167 | 0.072 | 0.067 | 0.020 |

② 平成19年4月1日以後平成24年3月31日以前に取得した減価償却資産の定率法償却率等

| 耐用年数 | 5年 | 6年 | 14年 | 15年 | 50年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定率法 | 0.500 | 0.417 | 0.179 | 0.167 | 0.050 |
| 改定償却率 | 1.000 | 0.500 | 0.200 | 0.200 | 0.053 |
| 保証率 | 0.06249 | 0.05776 | 0.03389 | 0.03217 | 0.01072 |

③ 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法償却率等

| 耐用年数 | 5年 | 6年 | 14年 | 15年 | 50年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定率法 | 0.400 | 0.333 | 0.143 | 0.133 | 0.040 |
| 改定償却率 | 0.500 | 0.334 | 0.167 | 0.143 | 0.042 |
| 保証率 | 0.10800 | 0.09911 | 0.04854 | 0.04565 | 0.01440 |

5. D社との取引に関する事項

(1) 当期においてD社（2. 受取配当等に関する事項参照）に対して，以下の資産を譲渡している。

なお，いずれも譲渡価額は時価相当額である。

- ① 土地K：当社の譲渡直前の帳簿価額は25,000,000円であり，譲渡価額は23,200,000円である。当社は，譲渡価額と帳簿価額の差額である1,800,000円を固定資産売却損として計上している。
- ② 土地L：当社の譲渡直前の帳簿価額は18,000,000円であり，譲渡価額は19,200,000円である。なお，譲渡に際して付随費用500,000円が生じている。当社は，譲渡価額と帳簿価額の差額から付随費用を控除した700,000円を固定資産売却益として計上している。
- ③ 土地M：当社の譲渡直前の帳簿価額は8,000,000円であり，譲渡価額は10,200,000円である。当社は，譲渡価額と帳簿価額の差額である2,200,000円を固定資産売却益として計上している。
- ④ 製品N：当社は製品Nを製造し，D社に販売している。当期の売上総額は72,000,000円であり，当該売上に関する製造原価は36,000,000円である。なお，D社では製品Nを外部顧客に販売している。

(2) 当期においてD社に対して現金10,000,000円を贈与し，寄附金として損金経理している。なお，D社の財務状態は健全であり，当該寄附について経済的合理性は認められない。

6. 役員給与に関する事項

(1) 当社の役員は取締役3名（甲、乙、丙）と監査役1名（丁）から構成されており、当期に役員給与として損金経理した金額は以下のとおりである。なお、税務上役員給与として取り扱われる金額に不相当に高額なものはない。

① 甲に対する給与

甲に対する役員給与額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------|------------|
| 平成29年4月～6月 | 月額100万円 |
| 平成29年7月～平成30年3月 | 月額120万円(※) |

(※) 平成29年6月に開催された定時株主総会において増額決定されたものである。

上記の他に、当社は甲に対して無利息の貸付10,000,000円（貸付日：平成28年4月1日、返済日：平成35年4月1日、適正利率：2%）がある。

② 乙に対する給与

乙に対する役員給与額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------|---------|
| 平成29年4月～平成30年3月 | 月額100万円 |
|-----------------|---------|

上記の他に、当期において乙に対して当社所有の土地（譲渡直前の帳簿価額12,045,000円、時価14,050,000円）を無償で譲渡し、12,045,000円を固定資産売却損として処理している。

③ 丙に対する給与

丙に対する役員給与額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------|-----------|
| 平成29年4月～12月 | 月額80万円 |
| 平成30年1月～平成30年3月 | 月額60万円(※) |

(※) 丙が平成29年中に主要な得意先を失注したことに伴い、平成29年中における丙の業績への貢献に応じて役員給与を減額したものである。

上記の他に、当期において丙に対して毎月精算不要の渡切小切手50,000円（用途報告や精算が不要なもの）を支給し、交際費として処理している。

④ 丁に対する給与

丁に対する役員給与額は以下のとおりである。

| | |
|------------------|-----------|
| 平成29年4月～10月 | 月額60万円 |
| 平成29年11月～平成30年3月 | 月額70万円(※) |

(※) 平成29年10月に開催された臨時株主総会において増額決定されたものである。

問題 2

内国法人である乙株式会社（以下、「当社」という。）の当期（自平成 29 年 4 月 1 日至平成 30 年 3 月 31 日）における課税所得金額を、次の[資料] 1.～6.に基づき、答案用紙に従って計算しなさい。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人であり、製造業を主たる事業とする非上場会社であり、有価証券報告書を提出していない。
- (2) 当社は、当期の期間を通じて同族会社に該当しない。
- (3) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、すべて税抜きの金額である。
- (4) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税の合計額である。また、事業税等には地方法人特別税を含んでいる。
- (5) 当社の当期末の資本金は 200,000,000 円である。
- (6) 特に指定されているものを除き、当社にとって、納付すべき法人税額が最も有利になるように計算しなさい。
- (7) 端数処理は答案用紙に指示のあるものを除き、1 円未満の端数を切り捨てなさい。
- (8) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。また、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは加算すべき金額の欄のみに 0（ゼロ）を記入しなさい。

2. 受取配当等に関する事項

- (1) A社株式の確定配当（計算期間：平成28年8月1日～平成29年7月31日）

当期にA社（発行済株式総数5,000株）から配当金270,000円（源泉徴収税額55,134円控除前の金額）を受領している。なお、当社のA社株式の取得・売却の状況等は以下のとおりである。また、源泉徴収税額には所得税額及び復興特別所得税額が含まれている。

| | |
|------------|--------|
| 平成29年6月12日 | 200株取得 |
| 平成29年7月3日 | 30株売却 |
| 平成29年7月22日 | 100株取得 |
| 平成29年8月12日 | 90株売却 |
| 平成29年9月11日 | 60株取得 |

※ 平成29年6月12日以前に所有していたA社株式はない。

- (2) B社株式の中間配当（計算期間：平成29年1月1日～平成29年6月30日）

当期にB社（発行済株式総数4,800株）から配当金120,000円（源泉徴収税額24,504円控除前の金額）を受領している。なお、当社のB社株式の取得・売却の状況等は以下のとおりである。また、源泉徴収税額には所得税額及び復興特別所得税額が含まれている。

| | |
|-------------|----------|
| 平成29年1月1日現在 | 1,200株取得 |
| 平成29年2月19日 | 600株取得 |

※ 平成29年2月19日以降にB社株式の異動はない。

- (3) B社株式の確定配当（計算期間：平成29年7月1日～平成29年12月31日）

当期にB社（発行済株式総数4,800株）から配当金180,000円（源泉徴収税額36,756円控除前の金額）を受領している。なお、当社のB社株式の取得・売却の状況等については(2)を参照すること。また、源泉徴収税額には所得税額及び復興特別所得税額が含まれている。

- (4) 関連法人株式等に係る受取配当等の額から控除すべき負債利子の金額は61,100円である。

3. 租税公課に関する事項

- (1) 当期における納税充当金の異動は下表のとおりである。なお、「前期末残高」及び「当期増加額」は前期末及び当期末において損金経理により計上したものである。

| 銘柄等 | 前期末残高 | 当期減少額 | 当期増加額 | 当期末残高 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 法人税及び地方法人税 | 21,050,000円 | 21,050,000円 | 52,080,000円 | 52,080,000円 |
| 住民税 | 4,100,000円 | 4,100,000円 | 8,800,000円 | 8,800,000円 |
| 事業税等 | 3,900,000円 | 3,900,000円 | 8,310,000円 | 8,310,000円 |
| 合計 | 29,050,000円 | 29,050,000円 | 69,190,000円 | 69,190,000円 |

(2) 前期の確定申告分の納付額（法人税及び地方法人税 20,800,000 円、住民税 4,000,000 円及び事業税等 3,880,000 円）について、以下の仕訳を行っている（単位：円）。

(借方) 未払法人税等 29,050,000 (貸方) 現金預金 28,680,000
 雑益 370,000

(3) 当期の中間申告分の納付額（法人税 9,110,000 円、地方法人税 1,290,000 円、住民税 2,000,000 円及び事業税等 1,940,000 円）について、以下の仕訳を行っている（単位：円）。

(借方) 法人税等 13,530,000 (貸方) 現金預金 14,340,000
 租税公課 810,000

(4) 当期の決算において、以下の仕訳を行っている（単位：円）。

(借方) 法人税等 64,880,000 (貸方) 未払法人税等 69,190,000
 租税公課 4,310,000

4. 減価償却に関する事項

(1) 当社は当期に以下の器具備品をすべて中古で取得している。

(単位：円)

| 種 類 | 取得価額 (改良費除く) | 損金経理した 減価償却費の額 | 損金経理した 改良費の額 | 法定 耐用 年数 | 事業供用月 | 備 考 |
|--------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|-----------|-----|
| 器具備品 A | 3,100,000 | 1,421,090 | 0 | 8 年 | 平成29年10月 | 注 1 |
| 器具備品 B | 4,180,000 | 1,310,870 | 3,300,000 | 8 年 | 平成29年 6 月 | 注 2 |
| 器具備品 C | 2,609,000 | 1,200,010 | 0 | 8 年 | 平成30年 1 月 | 注 3 |
| 器具備品 D | 1,860,000 | 720,000 | 1,680,000 | 8 年 | 平成29年11月 | 注 4 |

(注 1) 器具備品 A は当社が取得するまで 3 年間使用されたものである。取得後の使用可能期間として合理的に見積もられた年数は 7 年である。なお、器具備品 A を新品で取得する場合の価額は 5,000,000 円である。

(注 2) 器具備品 B は当社が取得するまで 5 年間使用されたものである。取得後の使用可能期間を合理的に見積もることは困難である。なお、器具備品 B を新品で取得する場合の価額は 8,950,000 円である。

(注 3) 器具備品 C は当社が取得するまで 6 年間使用されたものである。取得後の使用可能期間を合理的に見積もることは困難である。なお、器具備品 C を新品で取得する場合の価額は 8,000,000 円である。

(注 4) 器具備品 D は当社が取得するまで 7 年間使用されたものである。取得後の使用可能期間を合理的に見積もることは困難である。なお、器具備品 D を新品で取得する場合の価額は 3,110,000 円である。

(2) 当社は、設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。

(3) 減価償却資産の償却率表

| 耐用年数 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定額法 | 0.334 | 0.250 | 0.200 | 0.167 | 0.143 | 0.125 |
| 定率法 | 0.667 | 0.500 | 0.400 | 0.333 | 0.286 | 0.250 |
| 改定償却率 | 1.000 | 1.000 | 0.500 | 0.334 | 0.334 | 0.334 |
| 保証率 | 0.11089 | 0.12499 | 0.10800 | 0.09911 | 0.08680 | 0.07909 |

5. 交際費に関する事項

当期の交際費勘定で処理した金額は23,450,000円であり、以下の金額が含まれている。

- (1) 当期において得意先を料亭で接待した金額(1人当たり5,000円超)は1,600,000円であった。
なお、当該金額には料亭までのお車代として得意先に渡した金額310,000円が含まれている。
- (2) 当期において得意先を料亭で接待した金額(1人当たり5,000円以下)は2,200,000円であった。
なお、当該金額には料亭までのお車代として得意先に渡した金額451,000円が含まれている。
- (3) 当期において当社の役員を料亭で接待した金額(1人当たり5,000円以下)は1,100,000円であった。
- (4) 得意先に対して飲食物の詰め合わせ800,000円を中元として贈答している。

6. 役員賞与に関する事項

- (1) 平成28年6月29日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月8日及び平成29年6月9日に、専務取締役Xに対して各々300万円の賞与を、常務取締役Yに対して各々250万円の賞与を支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行った。当該賞与に対して以下の給与を支給し、支給額を各支給年度において損金経理している。なお、税務上不相当に高額な金額は含まれていない。

| | 平成28年12月8日 | 平成29年6月9日 |
|--------|------------|-----------|
| 専務取締役X | 300万円 | 300万円 |
| 常務取締役Y | 220万円 | 250万円 |

- (2) 平成29年6月27日開催の定時株主総会後の取締役会で、同年12月4日及び平成30年6月10日に、専務取締役Xに対して各々320万円の賞与を、常務取締役Yに対して各々280万円の賞与を支給することを決議し、適法に事前確定届出給与の届出を行った。当該賞与に対して以下の給与を支給し、支給額を損金経理している。なお、税務上不相当に高額な金額は含まれていない。

| | 平成29年12月4日 | 平成30年6月10日 |
|--------|------------|------------|
| 専務取締役X | 350万円 | — |
| 常務取締役Y | 280万円 | — |

〔計算用紙〕

〔計算用紙〕

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 番号 | |
| 5 | 名前 | |

答案用紙< 1 >
(租税法)

| |
|-----|
| 評 点 |
| |

問題 1

(単位：円)

当期純利益

99,999,999

| | 加算すべき金額 | 減算すべき金額 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| (受取配当等に関する事項) | | |
| 受取配当等の益金不算入額 | | |
| 完全子法人株式等について | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 関連法人株式等について | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 非支配目的株式等について | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 上記以外の株式等について | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 法人税額から控除される所得税額 | | |
| 株式出資 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 受益証券 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| その他 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| (租税公課に関する事項) | | |
| (1)に関する調整 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| (2)に関する調整 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| (3)に関する調整 | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

| | | |
|---|-----|--|
| 2 | 名 前 | |
| — | | |
| 5 | | |

答 案 用 紙 < 2 >
(租税法)

| | |
|---|---|
| 評 | 点 |
| | |

| | 加算すべき金額 | 減算すべき金額 |
|----------------|---------|---------|
| (減価償却に関する事項) | | |
| 建物A | | |
| 建物B | | |
| 建物C | | |
| 建物附属設備D | | |
| 建物附属設備E | | |
| 機械装置F | | |
| 機械装置G | | |
| 機械装置H | | |
| 車両I | | |
| 営業権J | | |
| (D社との取引に関する事項) | | |
| 資産等の譲渡 | | |
| 土地K | | |
| 土地L | | |
| 土地M | | |
| 製品N | | |
| 寄附金 | | |

| | | |
|---|-----|--|
| 3 | 名 前 | |
| — | | |
| 5 | | |

答 案 用 紙 < 3 >
(租税法)

| | 加算すべき金額 | 減算すべき金額 |
|----------------------|-------------|-----------|
| (役員給与に関する事項) | | |
| 甲に対する給与 | | |
| 乙に対する給与 | | |
| 丙に対する給与 | | |
| 丁に対する給与 | | |
| その他の調整項目 | | |
| (法人税額の計算) | | |
| 所得金額 | 160,000,000 | |
| 法人税額 | | |
| 所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額 | | |
| 中間申告法人税額 | | |
| 納付すべき法人税額 | | |
| | (百円未満切捨て) | |

| | | |
|---|-----|--|
| 4 | 名 前 | |
| — | | |
| 5 | | |

答 案 用 紙 < 4 >
(租税法)

問題 2

(単位：円)

当期純利益 12,222,000

(受取配当等に関する事項)

加算すべき金額

減算すべき金額

受取配当等の益金不算入額

A社株式（確定配当）

B社株式（中間配当）

B社株式（確定配当）

法人税額から控除される所得税額

原則法により計算した額

簡便法により計算した額

法人税額から控除される所得税額

(租税公課に関する事項)

前期確定申告分について

当期中間申告分について

当期確定申告分について

(減価償却に関する事項)

器具備品A

器具備品B

器具備品C

器具備品D

| | | |
|---|----|--|
| 5 | 名前 | |
| — | | |
| 5 | | |

答案用紙< 5 >
(租税法)

| | 加算すべき金額 | 減算すべき金額 |
|--------------|---------------|-------------|
| (交際費に関する事項) | | |
| 支出交際費等の額 | □ | |
| 接待飲食費の額 | □ | |
| 交際費等の損金不算入額 | □ | □ |
| (役員賞与に関する事項) | | |
| (1) に関する事項 | □ | □ |
| (2) に関する事項 | □ | □ |
| その他の調整項目 | □ | □ |
| 課税所得金額 | XXX, XXX, XXX | |